

# 令和8年度 一般廃棄物処理実施計画

太 良 町

令和8年4月

## 【ごみ処理実施計画】

### 1 基本方針

本町における一般廃棄物を適正に処理することにより、快適な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画区域 太良町全域 74.30平方キロメートル

3 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

### 4 処理計画量

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	発生量及び処理量
家庭系	1,100t	57t	150t	36t	1,343t
事業系	420t	0t	0t	0t	420t
計	1,520t	57t	150t	36t	1,763t

### 5 ごみの分別区分

区 分	ごみ種別	排出方法	袋等の色
可燃ごみ (燃えるごみ)	燃えるごみ	町指定袋	緑色
不燃ごみ (燃えないごみ)	雑物類	町指定袋	赤色
資源ごみ	空かん・金属類	町指定袋	黒色
	空ビン・ガラス類	町指定袋	青色
	ペットボトル	町指定袋	ピンク色
	紙類(容器包装専用)	町指定袋	茶色
	プラスチック類(容器包装専用)	町指定袋	オレンジ
粗大ごみ	粗大ごみ	ステッカー	/
事業系ごみ	事業系ごみ(可燃物)	町指定袋	黄色

## 6 町で処理できないもの

処理困難物	ペンキ缶、油缶、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬ビン、大型農機具、農業用ビニール、れんが、かわら、スレート、コンクリート破片、建築廃材、消火器、医療廃棄物、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン（家電4品目）、その他火災や爆発の恐れがあるもの
産業廃棄物	事業活動から排出される燃え殻、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他法令で定めるもの

町が処理しない処理困難物や産業廃棄物については、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理してもらうか、一般廃棄物、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。

## 7 ごみの処理主体

区 分		処 理 区 分	処 理 実 施 主 体	
			収集運搬	処理
家庭系	可燃ごみ (燃えるごみ)	焼却	(委託) (有)太良クリーンセンター	佐賀県西部 広域環境組合
	不燃ごみ (燃えないごみ)	資源化・埋立		
	資源ごみ	資源化・焼却 ・埋立		リサイクル 業者
	粗大ごみ	資源化・焼却 ・埋立		
事業系	燃えるごみ	焼却	(許可) (有)太良クリーンセンター	佐賀県西部 広域環境組合

## 8 ごみ減量化及びリサイクルの推進

### ① 排出抑制の方法

家庭及び事業所から排出されるごみの量を抑制し、再生利用可能なものは資源ごみとして排出してもらうと共に、資源物の分別の方法等について情報の提供等の啓発を行う。特に、生ごみについては、家庭用生ごみ処理機の導入を推進する。

また、簡易包装の推進、使い捨て容器等の使用自粛・再資源化、不要物の減量化等について積極的な推進に努める。



④家庭系ごみの収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬に関して、適切かつ円滑に処理できる体制を確保する。

⑤事業系ごみの収集運搬体制

事業系ごみの収集運搬に関して、適切かつ円滑に処理できる体制を確保する。

また、許可業者数は、現状の事業系ごみ排出量及び収集運搬体制等を勘案し既存の範囲内とする。

⑥小型家電リサイクルの推進

小型家電には金や銀、銅、レアメタル（希少金属）などの貴重な資源が含まれています。これらを回収することで有用金属の再資源化を推進する。

⑦食用油回収事業

回収ボックスを設置し、一般家庭から排出される廃食用油の回収を行い再資源化とごみの減量化に努める。

⑧収集運搬業者

委託業者	住所 太良町大字系岐3897番地1 氏名 有限会社 太良クリーンセンター
許可業者	住所 太良町大字系岐3897番地1 氏名 有限会社 太良クリーンセンター

一般廃棄物収集運搬業の許可については、既存許可業者の能力で十分対応できるものであることから、現状で新規の許可を与えることは本計画に定める処理に支障をきたす可能性があるの見合わせる。

10 中間処理計画

処理施設の概要

○さが西部クリーンセンター

所在地：伊万里市松浦町山形 5092 番 4

1) エネルギー回収推進施設

処理対象物：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ

処理方式：ガス化溶融方式（シャフト炉式）  
処理能力：205 t / 日（102.5t/24h×2 炉）

## 2) マテリアルリサイクル推進施設

処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ  
処理方法：破砕、選別  
処理能力：22 t / 日（5h）

### ○太良町リサイクルセンター

所在地：太良町大字糸岐 3749-6  
処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ  
処理方式：選別、圧縮、梱包、一時保管

## 1.1 最終処分計画

### 処理施設の概要

#### ○クリーンパーク有田

所在地：有田町戸杓乙 3 3 8 1 番地 1  
埋立面積： 6,000.0 m<sup>2</sup>  
全坪容量： 25,000.0 m<sup>3</sup>  
残余容量： 6751.9 m<sup>3</sup>（令和 7 年 4 月末）  
年間埋立容量：太良町分 34 m<sup>3</sup>（焼却灰）  
埋立方法：セル及びサンドイッチ方式

#### ○クリーンパークさが

所在地：唐津市鎮西町菖蒲 2 6 2 3 番地 1 外 9 7 筆  
埋立面積： 38,890.0 m<sup>2</sup>  
全坪容量： 413,000.0 m<sup>3</sup>  
残余容量： 187,348.9 m<sup>3</sup>（令和 7 年 4 月末）

## 【生活排水処理実施計画】

- 1 計画区域 太良町全域 74.30平方キロメートル
- 2 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 3 生活排水処理形態別推計人口

	令和8年度
1. 計画処理区域内人口	7,651人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,185人
(1) 合併処理浄化槽	3,722人
(2) 漁業集落排水施設	463人
(3) 公共下水道	0人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	914人
4. 非水洗化人口	2,552人
5. 計画処理区域外人口	0人
6. 生活排水処理率	54.69%

### 4 処理計画量

し尿・浄化槽汚泥

し尿	浄化槽汚泥	発生量及び処理量
3,605kℓ	3,901kℓ	7,506kℓ

5 し尿・浄化槽汚泥等の処理主体

種 類	処理区分	処 理 実 施 主 体		
		収 集 運 搬		処 理
し 尿	し尿処理	許可業者	有限会社 太良清掃	鹿島・藤津地区 衛生施設組合
			有限会社 太良環境衛生	
浄化槽汚泥	汚泥処理	許可業者	有限会社 太良清掃	
			有限会社 太良環境衛生	
			有限会社 藤津清掃社	
漁業集落排水処 理汚泥 (竹崎地区のみ)	汚泥処理	許可業者	有限会社 藤津清掃社	

6 生活排水処理計画

処理の方法	処理区域	処理人口
合併処理浄化槽	町内全域	3,722 人
漁業集落排水施設	太良町の一部	463 人

7 漁業集落排水施設の概要

施 設 名	所 在 地	処理区域	形式
竹崎浄化センター	太良町大字大浦字竹崎甲 1 番 15 号	竹崎地区(甲 641 番 3 及び 甲 493 番 4 を 除く。)	回分式活 性汚泥法

8 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	形 式	公称能力
鹿島・藤津地区衛生施 設組合第 2 処理場	佐賀県藤津郡太良町 大字糸岐 6503-154	標準脱窒素処理 方式+高度処理	20k1/日

## 9 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制について、適切かつ円滑に処理できる体制を確保する。し尿収集運搬業務及び浄化槽汚泥収集運搬業務については許可業者とする。

また、現状のし尿及び浄化槽汚泥排出量と収集体制を勘案し、収集運搬の許可業者は、既存の範囲内とする。

収集・運搬計画は、次表のとおりである。

種 類	収集区域	収集回数	収 集 方 法
し 尿	町 全 域	月 1 回	町の収集計画により、許可業者が戸別収集する。
浄化槽汚泥	町 全 域	随 時	浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別に収集する。

## 10 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者

種 類	区 分	収 集 運 搬 区 域	住 所 ・ 氏 名
し 尿	許可業者	伊福地区全域 多良地区全域 糸岐川より北の糸岐地区 (針牟田・大峰・川内・蕪田・柳谷・中尾・大野・北町)	住所：佐賀県藤津郡太良町 大字糸岐 1024 番地 3 氏名：有限会社 太良環境衛生
		大浦地区全域 糸岐川より南の糸岐地区 (本町・陣ノ内・小田・嘉瀬ノ坂・板ノ坂・三里・御手水・波瀬ノ浦・風配)	住所：佐賀県藤津郡太良町 大字糸岐 2968 番地 5 氏名：有限会社 太良清掃
浄化槽汚泥	許可業者	太良町内全域	住所：佐賀県藤津郡太良町 大字糸岐 2968 番地 5 氏名：有限会社 太良清掃
		太良町内全域	住所：佐賀県鹿島市 大字高津原 858 番地 33 氏名：有限会社 藤津清掃社
		伊福地区全域 多良地区全域 糸岐川より北の糸岐地区 (針牟田・大峰・川内・蕪田・柳谷・中尾・大野・北町)	住所：佐賀県藤津郡太良町 大字糸岐 1024 番地 3 氏名：有限会社 太良環境衛生

一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可については、既存許可業者の能力で十分対応できるものであることから、現状で新規の許可を与えることは本計画に定める処理に支障をきたす可能性があるので見合わせる。

#### 1 1 中間処理及び最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は、鹿島・藤津地区衛生施設組合第2処理場に搬入し、中間処理を行う。

また、し尿処理施設から発生する残渣については、鹿島・藤津地区衛生施設組合と協議し、焼却等の適切な処理を行う。

#### 1 2 その他

生活排水が河川に与える影響等より、生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施すると共に家庭用合併浄化槽の普及促進に努める。